

面会制限の緩和について

令和3年11月24日より、入院患者さんへの面会制限を緩和させていただきます。

患者さんの安全を守りながら面会をしていただく為、以下の条件で面会可能となります。

- ① 面会できる方
コロナワクチンを2回接種後2週間経過している方（12歳以上可能）で、コロナ疑いの症状がない方。
- ② 面会時に必要なもの
 - ・ **新型コロナワクチン接種記録書（ワクチン接種済みのシールが貼られた書類）**
 - ・ **本人確認できるもの（運転免許証、保険証など）**

※確認できない場合はワクチン未接種とみなし、面会できません。
- ③ 面会手順
医事窓口で問診票を記入していただき、提出してください。
面会許可カードを首からかけて病棟に上がり、看護室で声を掛けてください。
- ④ 面会人数 1患者様 1日2名まで
- ⑤ 面会時間 **平日**の14:30~15:00 10~15分間程度

※感染症が自治体で蔓延してきた場合は、再度面会制限をさせていただきますことありますのでご了承ください。

お問い合わせ ☎ 025-536-3131 県立柿崎病院

感染部門会事務局（看護部長）までお願いします。（平日のみ）

令和3年11月18日